

◇ 委託研修者

学外機関等の委託に基づき、研究調査等の指導および技術の訓練を行うことを目的とする。

1. 嘱任資格
理工系大学を卒業した者、もしくは情報生産システム研究センターがこれに準ずる学力があると認めた者
2. 申請者
兼任センター員が申請資格を有する。
3. 任期
期間はその都度定める。ただし、再任を妨げない。
4. 申請受付期間
年間を通じ随時受け付ける。
5. 申請手続
IPS研究センター「委託研修者」受入申請書および所定の履歴書・業績書を情報生産システム研究センター事務所に提出する。
6. 採否の決定
情報生産システム研究センター管理委員会が決定する。ただし、情報生産システム研究科運営委員会の承認を要する。
7. 研修指導料
委託研修者の受け入れ形態および内容により別に定める。

改正 2011 年 10 月 24 日